
鹿島・藤津地区衛生施設組合
第1処理場大規模改修工事
優先交渉権者選定基準

令和7年2月

鹿島・藤津地区衛生施設組合

鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1処理場大規模改修工事
優先交渉権者選定基準
目 次

第1章 優先交渉権者選定の手順	1
1 優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
2 審査委員会の設置	1
3 選定の手順	1
第2章 応募資格審査	4
1 応募資格要件の項目	4
第3章 提案審査	4
1 技術提案書類の確認	4
2 定量化審査の配点	4
3 技術提案書等の基礎審査	4
4 技術提案書等の定量化審査	4
5 見積価格の確認	6
6 見積価格の定量化審査	6
7 総合評価値の算定方法	6
第4章 技術提案書の定量化審査において審査する点	7
第5章 技術提案書等に関するヒアリング	9
第6章 結果の公表	9

第1章 優先交渉権者選定の手順

1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

鹿島・藤津地区衛生施設組合（以下「本組合」という。）は、鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1 処理場大規模改修工事（以下「本工事」という。）の実施にあたり、本工事を請け負う事業者を公募型プロポーザル方式により募集を行うこととした。

この「鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1 処理場大規模改修工事 優先交渉権者選定基準」（以下「優先交渉権者選定基準」という。）は、本組合が本工事を実施する事業者の募集・選定を行うに当たって、プロポーザルに応募しようとする者を対象に交付する事業者募集説明書と一体のものである。

優先交渉権者選定基準は、プロポーザルにより事業者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、応募者から提出された技術提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 審査委員会の設置

プロポーザル提案書類の審査にあたっては、鹿島・藤津地区衛生施設組合大規模改修工事に係る公募型プロポーザル方式審査委員会設置要綱に基づいて、鹿島・藤津地区衛生施設組合大規模改修工事に係る公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置している。

なお、本工事の建設事業者選定までの間に、本件プロポーザルに関して、応募者等が、審査委員会委員に面談を求めたり、応募者のPR 書類等を提出すること等により、自己を有利に、または他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

3 選定の手順

本工事における事業者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、3 頁の図に示す手順で実施する。なお、応募者が1 者であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い技術提案書等の審査を行う。

(1) 資格審査

本組合は、提出された応募資格審査申請書類により、事業者募集説明書に記載の応募者の備えるべき応募資格要件（以下「応募資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、応募資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 技術提案書等の基礎審査

本組合は、技術提案書等に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1 項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 技術提案書等の定量化審査

審査委員会は、技術提案書等に記載された内容について、優先交渉権者選定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

ウ 見積価格の確認

審査委員会は、見積書に記載された見積価格が予算の上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く）を超えていないことを確認する。この結果、見積価格が予算の上限額を超える場合は

失格とする。

エ 見積価格の定量化審査

審査委員会は、見積価格について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価する。

オ 総合評価値の算定

審査委員会は、技術提案書等及び見積価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算定する。

カ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価値が最も高い応募者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

キ 優先交渉権者の選定

本組合は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。また、2番目に総合評価値の高い応募者を次点交渉権者として選定する。

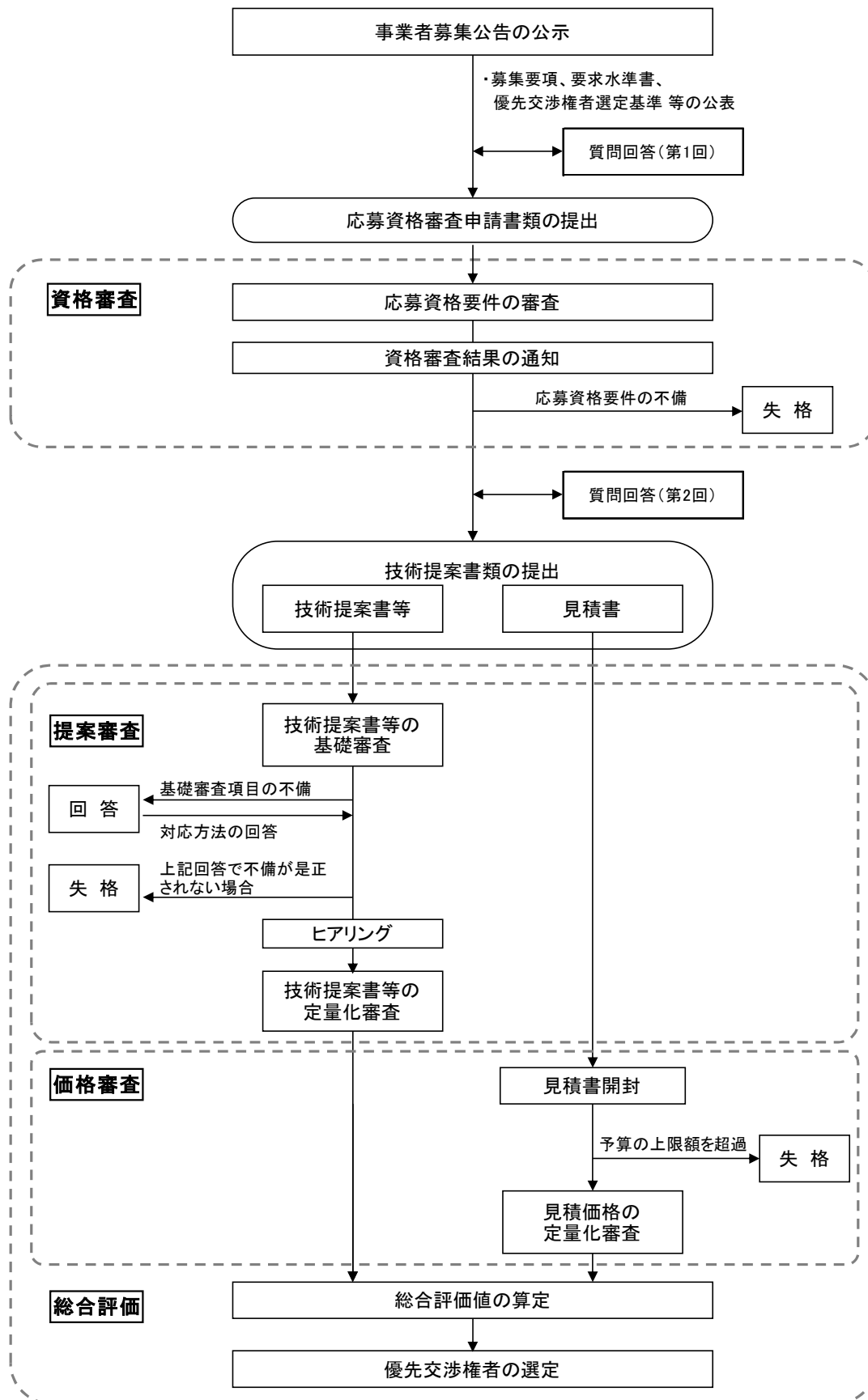


図 1－1 建設事業者選定の手順

第2章 応募資格審査

1 応募資格要件の項目

応募資格審査申請書等の提出書類により、応募資格要件を満足しているかを確認する。応募資格要件の審査基準日は、応募資格審査申請書類の受付最終日とする。なお、応募資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

応募資格要件の詳細については、鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1処理場大規模改修工事 募集要項「第5章 1 応募資格要件」(p.5~6)を参照のこと。

第3章 提案審査

1 技術提案書類の確認

提出された技術提案書等がすべて揃っていることを確認する。

2 定量化審査の配点

技術提案書等及び見積価格は、次の配点により定量化を行う。

項 目	配 点
技術審査	70 点
価格審査	30 点

3 技術提案書等の基礎審査

(1) 技術提案書等の基礎審査

技術提案書等に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 技術提案書等の内容が要求水準書に示す要求水準をすべて満たしていること。

イ 事業者募集説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 技術提案書等全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

4 技術提案書等の定量化審査

提出された技術提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 技術提案書等における審査項目及び配点

技術提案書等の定量化審査による得点が技術点の値となるため、定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本組合が本工事に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、本組合が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次の表のとおりである。

表 3-1 審査項目及び配点

審査項目			No.	配点
大項目	中項目	小項目		
1 事業計画に関する事項				12点
	(1)事業実施の基本方針			2点
	① 基本方針	1		2点
	(2)環境への配慮			2点
	① 環境負荷低減対策	2		2点
	(3)災害対策			8点
	① 地震・風水害等の災害対策	3		4点
	② 災害後の復旧計画	4		4点
2 設計・建設工事に関する事項				38点
	(1)施設全体計画			3点
	① 機器配置計画、屋内(作業)動線計画	5		3点
	(2)施設建設工事			15点
	① 工事工程及び工事実施体制	6		3点
	② 仮設計画	7		6点
	③ 乾燥・焼却設備の解体・撤去計画	8		3点
	④ 工事期間中の安全対策及び周辺対策	9		3点
	(3)施設性能に関する考え方			13点
	① 処理の安定性	10		7点
	② 臭気対策	11		3点
	③ 搬入物の質や量の変動に対する対応力	12		3点
	(4)地域経済活性化			7点
	① 地元貢献	13		5点
				2点
3 運営・維持管理に関する事項				11点
	(1)長寿命化対策			3点
	① 設備・機器の長寿命化対策	14		3点
	(2)維持管理と作業安全性の確保			3点
	① 施設の維持管理性と作業安定性の確保	15		3点
	(3)維持管理費			5点
	① 用役費用	16		2点
	② 補修費用(15年分)	17		3点
4 自由提案				9点
	(1)大項目1～3以外の自由提案	18		9点
5 入札価格に関する事項				30点
	(1)入札価格	19		30点

(2) 技術提案書等の定量化審査に関する得点化方法

ア 提案を求めている審査項目においては、次の5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 3-2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度	配点×0.00

イ 各審査項目の評価点については、審査委員会の各委員が個別に行った評価の平均値とする。

なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ イの結果をもとに、各応募者の得点の合計を算出する。

5 見積価格の確認

提出された見積価格が予算の上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えていないことを確認し、超える場合は失格とする。

なお、見積価格の確認のための開封は、提案書の定量化審査終了後、事業者募集説明書に定めた方法により実施し、見積価格が予算の上限額を超えていない提案のみ見積価格の得点化を行うこととする。

6 見積価格の定量化審査

(1) 見積価格に関する得点化方法

見積価格の定量化審査においては、見積価格（様式集、様式第12号に記載する金額をいう。）について、次の算定式①により、見積価格の得点を付与する。また、得点は、小数第3位を四捨五入した値とし、税抜価格にて評価する。

算定式①【見積価格の定量化審査の得点算定式】

$$\left(\text{当該応募者の見積価格に関する得点} \right) = 30 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}} \right)$$

7 総合評価値の算定方法

「4 技術提案書等の定量化審査」、「6 見積価格の定量化審査」により算出した各応募者の得点から、次の算定式②により、各応募者の総合評価値を算出する。

算定式②【総合評価値の算定式】

$$\left(\text{当該応募者の総合評価値} \right) = \left(\text{当該応募者の技術提案書等の技術評価点} \right) + \left(\text{当該応募者の見積価格の価格評価点} \right)$$

第4章 技術提案書の定量化審査において審査する点

審査委員会は、各審査項目について審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、各応募者の同種施設における過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案を高く評価する。

表 4-1 技術提案書の定量化審査において審査する点 (1/2)

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			
1 事業計画に関する事項					12点
	(1)事業実施の基本方針				2点
	① 基本方針	1	○ 組合が目指す施設の整備・運営や地域の発展に関する基本方針に合致する優れた事業方針が示されているか。		2点
	(2)環境への配慮				2点
	① 環境負荷低減対策	2	○ 周辺環境に十分に配慮した実効性の高い環境負荷低減対策が示されているか。		2点
	(3)災害対策				8点
	① 地震・風水害等の災害対策	3	○ 地震、風水害等の災害への防災・減災、早期復旧等について計画性のある災害対策が示されているか。		4点
	② 災害後の復旧計画	4	○ 現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制が示されているか。 ○ 周辺地域の連携等、具体的な復旧計画が示されているか。		4点
2 設計・建設工事に関する事項					38点
	(1)施設全体計画				3点
	① 機器配置計画、屋内(作業)動線計画	5	○ 効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機器配置計画が示されているか。 ○ 効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機能的かつ安全な作業者等の動線計画が示されているか。		3点
	(2)施設建設工事				15点
	① 工事工程及び工事実施体制	6	○ 工期遵守のための実効性のある工事工程が示されているか。 ○ 工期遵守のための十分な工事実施体制が示されているか。		3点
	② 仮設計画	7	○ 施設の運営管理に影響がでないよう具体的な計画が示されているか。		6点
	③ 乾燥・焼却設備の解体・撤去計画	8	○ 周辺環境に影響がでないよう具体的な計画が示されているか。		3点
	④ 工事期間中の安全対策及び周辺対策	9	○ 工事期間中の安全確保や防災対策について、具体的な計画が示されているか。 ○ 工事期間中の周辺環境対策、公害防止対策について、具体的な計画が示されているか。		3点

表 4-2 技術提案書の定量化審査において審査する点 (2/2)

審査項目			No.	審査の視点	配点
大項目	中項目	小項目			
	(3) 施設性能に関する考え方				13点
	① 処理の安定性		10	○ 放流水の水質の良好かつ安定的な維持及び放流水質・水量の低減に係る方策が示されているか。 ○ 操作性、汎用性(機器部品などの調達の容易さ)を考慮した機器選定方策が示されているか。 ○ 汚泥脱水機が安定的かつ確実な性能を発揮できる方策が示されているか。 ○ 浸漬膜が安定的かつ確実な性能を発揮できる方策が示されているか。 ○ 更新する細砂除去システムについて、安定的かつ確実に細砂が除去可能となる性能や除去細砂の具体的な取扱い方法、搬出方法が示されているか。	7点
	② 臭気対策		11	○ 臭気の成分及び濃度の変動に対応した安定処理かつ発生源別の個別臭気対策について、具体的な方策が示されているか。	3点
	③ 搬入物の質や量の変動に対する対応力		12	○ 搬入物の質や量の変動に対して、安定的な処理をするための具体的な方策が示されているか。	3点
	(4) 地域経済活性化				7点
	① 地元貢献		13	○ 組合管内の地元企業との協力・連携について優れた提案がなされているか。 ○ 組合管内の民間事業者からの物品調達等、地域経済の活性化について優れた提案がなされているか。	5点 2点
3 運営・維持管理に関する事項					11点
	(1) 長寿命化対策				3点
	① 設備・機器の長寿命化対策		14	○ 設備・機器類の長寿命化対策について、具体的かつ実効性のある提案が示されているか。 ○ 予防保全を主体とし、施設の機能性・信頼性を常時維持するための点検・補修計画が示されているか。	3点
	(2) 維持管理と作業安全性の確保				3点
	① 施設の維持管理性と作業安定性の確保		15	○ 安定かつ安全な業務のための機器構成、配置等が示されているか。 ○ 維持管理を効率的で容易にする工夫や配慮が提案されているか。	3点
	(3) 維持管理費				5点
	① 用役費用		16	○ 用役費用の想定金額を示すこと。 ○ 費用削減に関する具体的な方策が示されているか。	2点
	② 補修費用(15年分)		17	○ 補修費用の想定金額を示すこと。 ○ 費用削減に関する具体的な方策が示されているか。	3点
4 自由提案					9点
	(1) 大項目1~3以外の自由提案		18	○ 大項目1~3の項目以外で、事業者が独自に提案する内容として、計画性、実現性、妥当性のある提案がされているか。	9点

第5章 技術提案書等に関するヒアリング

審査委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり応募者に対し、ヒアリングを行う。
なお、ヒアリングについては、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 結果の公表

プロポーザルの結果については、公表を行うとともに、応募者においては個別に通知する。